

2011年3月1日法務省裁判員制度に関する検討会

裁判員制度に関して日弁連で論議している項目

前 田 裕 司

日弁連では、2010年7月に裁判員本部の中に「3年後検証小委員会」を設置して、改革課題を議論している。小委員会で議論している項目は以下のとおりである。

1 裁判員法に関するもの

①対象事件の範囲

- 除外する事件があるか（例えば、性犯罪、覚せい剤取締法、通貨偽造、少年逆送等）
- 対象に加える事件があるか（例えば、否認で被告人が求める事件等）

②裁判員の権限

- 裁判員の関与は事実認定だけでよいのではないか

③裁判員の選任手続

- 当事者の直接の質問を認めるべきではないか
- 全体質問かグループ質問か
- 質問票に自由記載欄を設けるなど工夫が必要ではないか

④裁判員への刑事裁判ルール（無罪推定原則など）の説明方法

- 説明内容及び説明方法を法律・規則等で規定するべきではないか

⑤裁判員の守秘義務

- 現行の規定が厳格すぎ、緩和することが必要ではないか

⑥裁判員の心理的負担を軽減する方法

- 運用面での改善（臨床心理士等によるケア）のほか、

裁判官への法律上の（努力）義務規定を設けたらどうか

⑦評決の要件

→有罪の要件の厳格化を図る必要があるか

→死刑判決の評決要件を別異にするべきか

2 公判前整理手続に関するもの

①証拠開示制度の改革

→弁護人への証拠リスト交付及び全面証拠開示が必要ではないか

②立証制限規定の見直し

→立証制限規定については見直す必要はないか

③全体としての構造の見直し

→公判前整理手続が余りに重い手続となっていないか

3 裁判員裁判の公判における手続二分論

→事実が争われる事件における情状立証との明確な分離をすべきではないか

運用によるか、立法的手当が必要か

4 裁判員裁判での控訴審の在り方

→事実誤認を理由とする検察官控訴の制限が必要ではないか

以 上